

監査事務所等モニタリング基本方針 改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>前文・1. (略)</p> <p>2. 検査基本方針</p> <p>(1) 検査の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 準大手監査法人については、<u>相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っていること</u>に鑑み、定期的に(原則として<u>3</u>年に一度)検査を実施する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p>	<p>前文・1. (略)</p> <p>2. 検査基本方針</p> <p>(1) 検査の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 準大手監査法人については、<u>資本市場における役割が増大していること</u>に鑑み、定期的に(原則として<u>2</u>年に一度)検査を実施する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p>